

<p>第1条 (目的)</p>	<p>この法律は、<span style="float: right;">※下線部は、平成28年6月3日公布の一部改正による修正</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、<u>切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、</u></li> <li>● <u>障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発達障害を早期に見出し、</li> <li>② 発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、</li> <li>③ 学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、</li> </ol> </li> </ul> <p>発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p>第8条 第1項 (教育)</p>	<p>国及び地方公共団体は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発達障害児</u>（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。）が、</li> <li>● <u>その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、</u></li> <li>● <u>可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、</u></li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 適切な教育的支援を行うこと、</li> <li>② 個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、</li> <li>③ <u>いじめの防止等のための対策の推進</u> その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。</li> </ol>

## 4. 学習環境関係

①修学支援

②基盤整備

③地域の人づくり(高等課程の機能強化)

## ◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

### 教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 2,000万円
  - 高等課程 400万円

### 学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 500万円
  - 高等課程 500万円

### エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 1,000万円
  - 高等課程 1,000万円

### 情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

○ 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率：専門課程、高等課程とも 1/2
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 250万円 (時限)
  - 高等課程 250万円 (時限)

※ (時限): 平成29年度予算までの時限措置。

## ◆ 施設等の耐震化等の推進

### 学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ 危険建物 (Is値0.7未満) の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3 (Is値0.3未満等は 1/2)
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 400万円 (時限)
  - 高等課程 400万円

### バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
  - 専門課程 150万円 (時限)
  - 高等課程 150万円 (時限)

### 非構造部材の耐震対策工事

#### 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

○ 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3 (耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は 1/2)

・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>

※ 耐震化工事費を含めた下限額

専門課程 400万円 (時限)

高等課程 400万円

<非構造部材の耐震対策工事 (※ 100㎡以上の空間に限る。)、備蓄倉庫のみの整備を行う場合>

専門課程 制限なし (時限)

高等課程 制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>

※ 避難所指定の学校に限る。

専門課程、高等課程とも

200万円以上500万円以下

### 【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

○ 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に (※)、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施 (助成期間は20年間を予定)。

※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

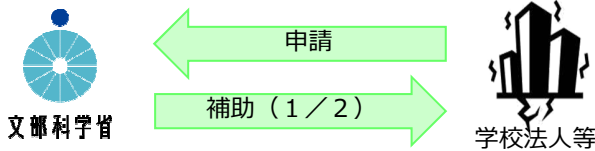
※ (時限): 平成29年度予算までの時限措置。

# 専修学校関係の平成28年度第2次補正予算について

## ○熊本地震からの復旧

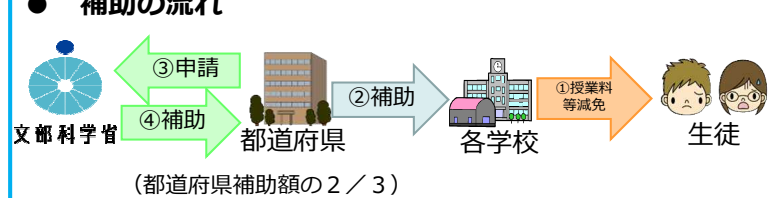
### 1. 専修学校等の災害復旧費の支援について **【8億円】**

- **概要**  
平成28年熊本地震により被災した専修学校及び各種学校の施設・設備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその**1/2**を補助します。
- **対象**  
学校法人・準学校法人立の専修学校及び各種学校（各種学校は修業年限2年以上）
- **補助の流れ**



### 2. 家計の急変により修学が困難となった生徒に対する支援 **【11億円の内数】**

- **概要**  
平成28年熊本地震により経済的理由から修学が困難となった専修学校及び各種学校生への授業料等減免事業を都道府県が行う際に、国が**都道府県負担額の2/3**を支援します。
- **対象**  
熊本地震により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・専修学校高等課程・専門課程 : 修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校 : 原則修業年限2年以上
- **補助の流れ**

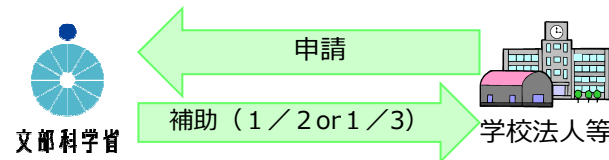


## ○学校施設等の耐震化

### 学校施設及び非構造部材の耐震化への支援について **【2億円】**

- **概要**  
専修学校の防災機能強化を推進することを目的に、私立専修学校が行う学校施設や非構造部材の耐震化工事に要する経費に対し、国がその**一部**（専修学校専門課程：**1/2**、専修学校高等課程：**1/3**）を補助します。
- **対象**  
学校法人・準学校法人立の専修学校（専門課程及び高等課程）

#### ● 補助の流れ



## 被災児童生徒就学支援等事業における、東日本大震災と熊本地震の負担の違いについて

熊本地震に対する本事業の支援については、東日本大震災時とは異なり、都道府県（以下、県）負担を求めることとなった。負担の違いについては下記のとおり（学納金：120万円、学校減免額：60万円、生徒負担額：60万円の場合【学校が半額免除を実施】）

学校種	専修学校高等課程		専修学校専門課程・一般課程、各種学校																																																																																									
補助率 (国→県)	東日本大震災：10/10 熊本地震：2/3		東日本大震災：10/10（ただし、学校が実施した減免額の2/3が上限） 熊本地震：2/3																																																																																									
負担の状況	割合	県が学校減免額の <b>全額</b> を支援する場合	県が学校減免額の <b>1/2</b> を支援する場合	県が学校減免額の <b>全額</b> を支援する場合	県が学校減免額の <b>2/3</b> を支援する場合	県が学校減免額の <b>1/2</b> を支援する場合																																																																																						
	東日本大震災	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="2">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	生徒	減免額全体		生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 0万円	県負担額	： 0万円	国負担額	： 60万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	学校	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 30万円	県負担額	： 0万円	国負担額	： 30万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 40万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 0万円	県負担額	： 20万円	国負担額	： 40万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 40万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	学校	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 20万円	県負担額	： 0万円	国負担額	： 40万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	学校	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 30万円	県負担額	： 0万円	国負担額	： 30万円	学納金	： 120万円								
国	生徒																																																																																											
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 0万円																																																																																											
県負担額	： 0万円																																																																																											
国負担額	： 60万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	学校	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 30万円																																																																																											
県負担額	： 0万円																																																																																											
国負担額	： 30万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	県	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 0万円																																																																																											
県負担額	： 20万円																																																																																											
国負担額	： 40万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	学校	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 20万円																																																																																											
県負担額	： 0万円																																																																																											
国負担額	： 40万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	学校	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 30万円																																																																																											
県負担額	： 0万円																																																																																											
国負担額	： 30万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
熊本地震	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 40万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 0万円	県負担額	： 20万円	国負担額	： 40万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="4">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 10万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	学校	生徒	減免額全体				生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 30万円	県負担額	： 10万円	国負担額	： 20万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="3">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 0万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 40万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	生徒	減免額全体			生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 0万円	県負担額	： 20万円	国負担額	： 40万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="4">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 14万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 26万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	学校	生徒	減免額全体				生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 20万円	県負担額	： 14万円	国負担額	： 26万円	学納金	： 120万円	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>県</td><td>学校</td><td>生徒</td></tr> <tr><td colspan="4">減免額全体</td></tr> <tr><td>生徒負担額</td><td>： 60万円</td></tr> <tr><td>学校負担額</td><td>： 30万円</td></tr> <tr><td>県負担額</td><td>： 10万円</td></tr> <tr><td>国負担額</td><td>： 20万円</td></tr> <tr><td>学納金</td><td>： 120万円</td></tr> </table>	国	県	学校	生徒	減免額全体				生徒負担額	： 60万円	学校負担額	： 30万円	県負担額	： 10万円	国負担額	： 20万円	学納金	： 120万円	
国	県	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 0万円																																																																																											
県負担額	： 20万円																																																																																											
国負担額	： 40万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	県	学校	生徒																																																																																									
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 30万円																																																																																											
県負担額	： 10万円																																																																																											
国負担額	： 20万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	県	生徒																																																																																										
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 0万円																																																																																											
県負担額	： 20万円																																																																																											
国負担額	： 40万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	県	学校	生徒																																																																																									
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 20万円																																																																																											
県負担額	： 14万円																																																																																											
国負担額	： 26万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											
国	県	学校	生徒																																																																																									
減免額全体																																																																																												
生徒負担額	： 60万円																																																																																											
学校負担額	： 30万円																																																																																											
県負担額	： 10万円																																																																																											
国負担額	： 20万円																																																																																											
学納金	： 120万円																																																																																											

※ 「負担の状況」は制度上あり得るパターンを記載しているが、東日本大震災の際にはほとんどの県において赤枠のパターンで実施をしていると思われる。

# 平成28年熊本地震に係る通知等一覧（専修学校・各種学校関係）

4月20日	<b>平成28年(2016年)熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について</b> (文部科学省生涯学習政策局長通知)
4月21日	<b>平成28年熊本地震により被災した学生・生徒等への配慮について(要請)</b> (文部科学省高等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長通知)
4月25日	<b>新卒応援ハローワークにおける学生等震災特別相談窓口の設置について</b> (文部科学省高等教育局学生・留学生課長、文部科学省初等中等教育局高校教育改革PTリーダー、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室長通知)
4月28日	<b>平成28年(2016年)熊本地震に伴う専修学校・各種学校の生徒のボランティア活動について(通知)</b> (文部科学省生涯学習政策局長通知)
5月2日	<b>平成28年(2016年)熊本地震の発生に伴う私立学校法及び私立学校振興助成法における期限の定めのある規定の取扱いについて(通知)</b> (文部科学省高等教育局私学部長通知)
5月2日	<b>平成28年熊本地震に伴う介護福祉士養成施設等における学生のボランティア活動に関する単位の付与について</b> (文部科学省初等中等教育局児童生徒課、文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

116

## 4. 学習環境関係

①修学支援

②基盤整備

③地域の人づくり(高等課程の機能強化)

117

# 平成28年熊本地震に係る通知等一覧（専修学校・各種学校関係）

4月20日	<b>平成28年(2016年)熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について</b> (文部科学省生涯学習政策局長通知)
4月21日	<b>平成28年熊本地震により被災した学生・生徒等への配慮について(要請)</b> (文部科学省高等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長通知)
4月25日	<b>新卒応援ハローワークにおける学生等震災特別相談窓口の設置について</b> (文部科学省高等教育局学生・留学生課長、文部科学省初等中等教育局高校教育改革PTリーダー、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室長通知)
4月28日	<b>平成28年(2016年)熊本地震に伴う専修学校・各種学校の生徒のボランティア活動について(通知)</b> (文部科学省生涯学習政策局長通知)
5月2日	<b>平成28年(2016年)熊本地震の発生に伴う私立学校法及び私立学校振興助成法における期限の定めのある規定の取扱いについて(通知)</b> (文部科学省高等教育局私学部長通知)
5月2日	<b>平成28年熊本地震に伴う介護福祉士養成施設等における学生のボランティア活動に関する単位の付与について</b> (文部科学省初等中等教育局児童生徒課、文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

116

## 4. 学習環境関係

①修学支援

②基盤整備

③地域の人づくり(高等課程の機能強化)

117

# 高等専修学校(専修学校高等課程)の概要

## 1. 制度の創設

「学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年7月11日法律第59号)」(昭和51年1月11日施行)

## 2. 目的、入学資格、設置基準

目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第2項)
入学資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者</li> <li>・中等教育学校の前期課程を修了した者</li> <li>・中学校卒業等と同等以上の学力が認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者、等)</li> </ul>
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修業年限1年以上</li> <li>・年間授業時数800時間以上</li> <li>・教育を受ける者が常時40人以上 等</li> </ul>

## 3. 学校数、生徒数等の現状

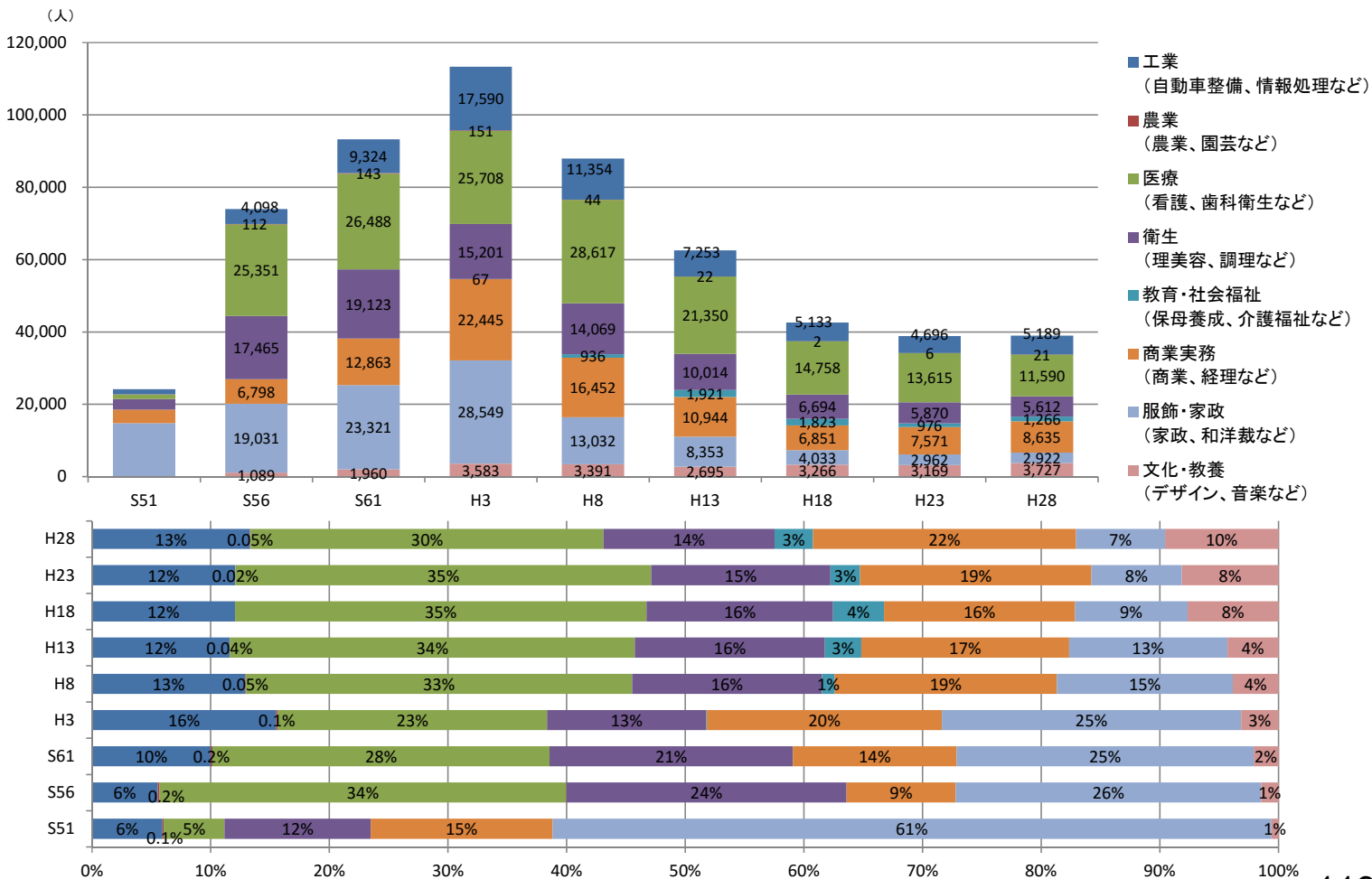
(1) 高等専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数(平成28年度学校基本統計)

( )内は百分率を示す

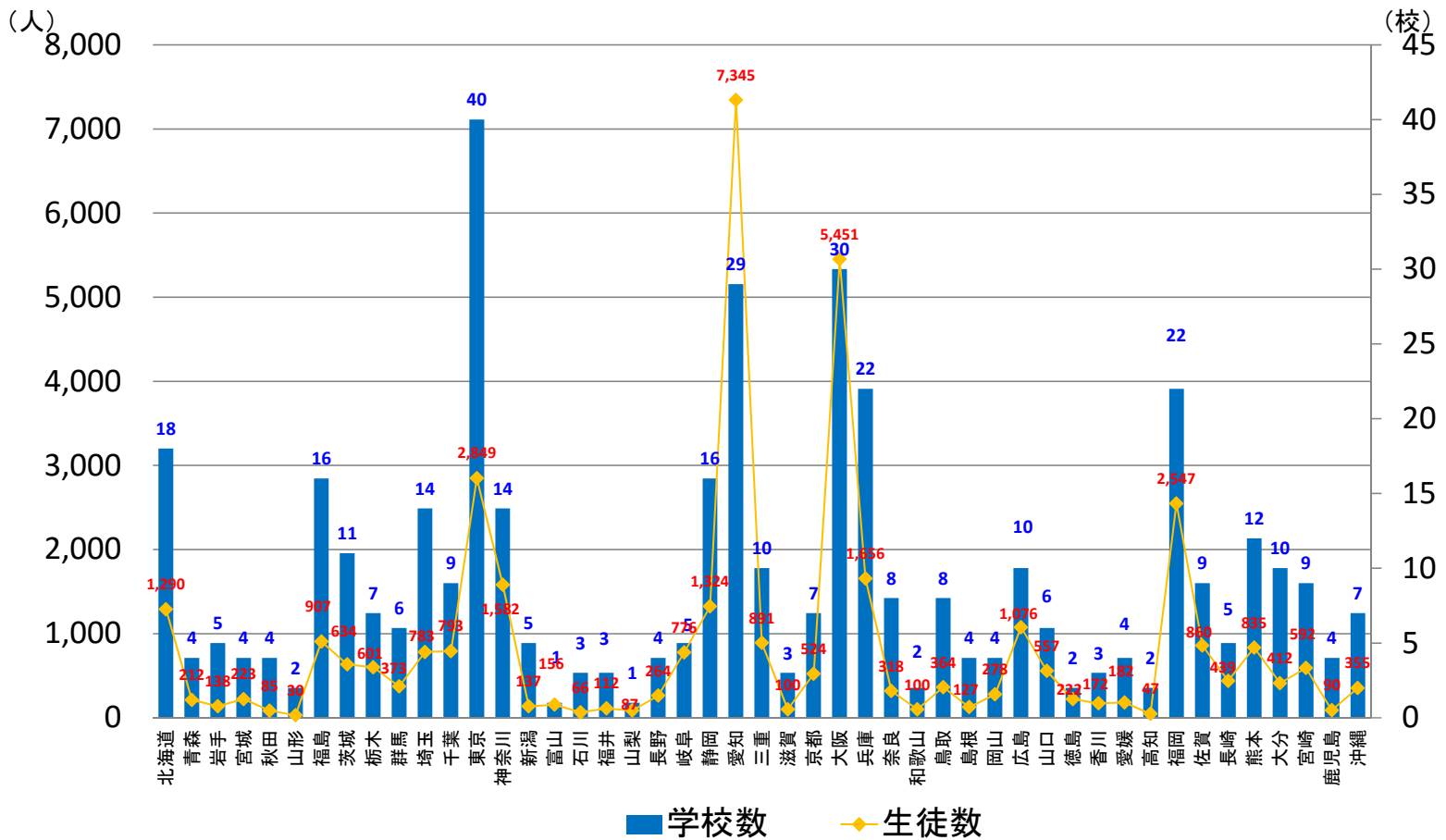
設置者区分	総計	国立	公立	私立
学校数	424校 (100)	1 (0.2)	6 (1.4)	417 (98.3)
生徒数	38,962人 (100)	17 (0.0)	501 (1.3)	38,444 (98.7)
教員数 (本務者)	2,731人 (100)	10 (0.4)	59 (2.2)	2,662 (97.5)

118

## 分野別専修学校生徒数の推移(高等課程)



# 都道府県別の高等課程を置く専修学校数及び生徒数

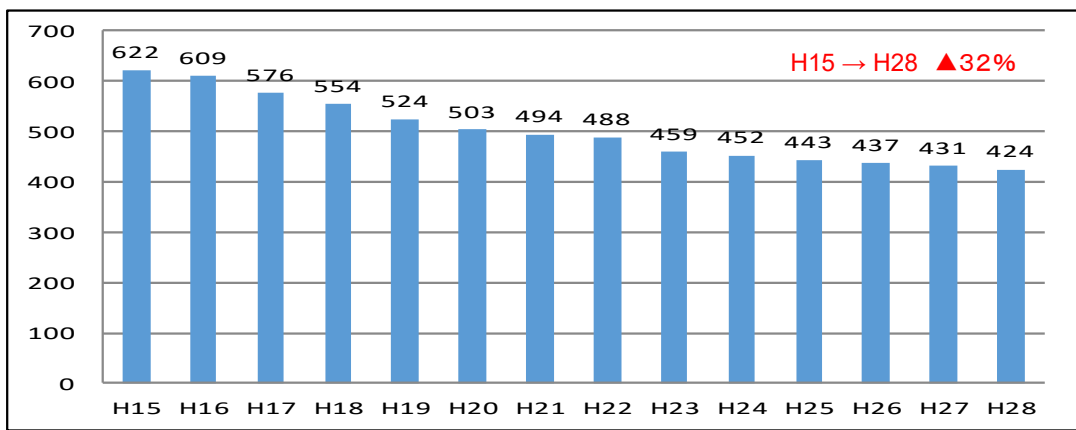


出典:「平成28年度 学校基本統計」 120

## 高等課程を置く専修学校の数、高等課程の入学者数・生徒数の推移

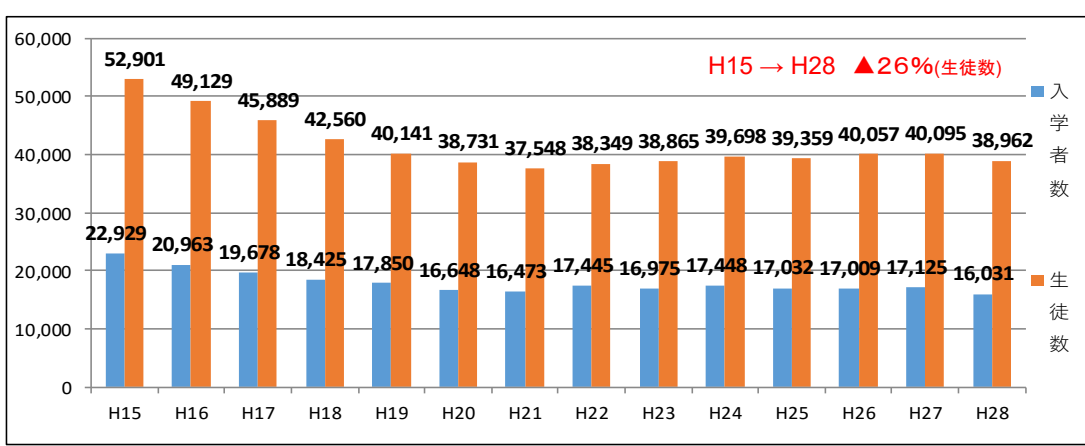
### (1) 高等課程を置く専修学校の数の推移

年度	学校数
H15	622
H16	609
H17	576
H18	554
H19	524
H20	503
H21	494
H22	488
H23	459
H24	452
H25	443
H26	437
H27	431
H28	424



### (2) 専修学校高等課程の入学者数・生徒数の推移

年度	入学者数	生徒数
H15	22,929	52,901
H16	20,963	49,129
H17	19,678	45,889
H18	18,425	42,560
H19	17,850	40,141
H20	16,648	38,731
H21	16,473	37,548
H22	17,445	38,349
H23	16,975	38,865
H24	17,448	39,698
H25	17,032	39,359
H26	17,009	40,057
H27	17,125	40,095
H28	16,031	38,962



出典:文部科学省「学校基本統計」 121

# 高等課程卒業後の状況について

## 1. 専修学校卒業後の状況について(課程別)

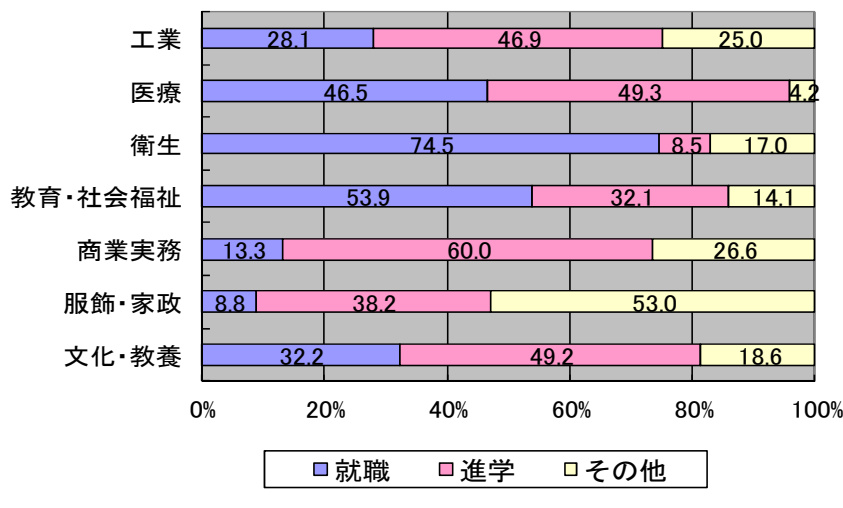
課程	卒業生数	うち就職者数		うち進学者数						左記以外
		就職者	一時的	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	大学院	その他	
高等課程	13,513	6,530	333	537	171	103	3,774	0	380	1,685

## 2. 大学入学資格付与校(専修学校高等課程)※の状況について

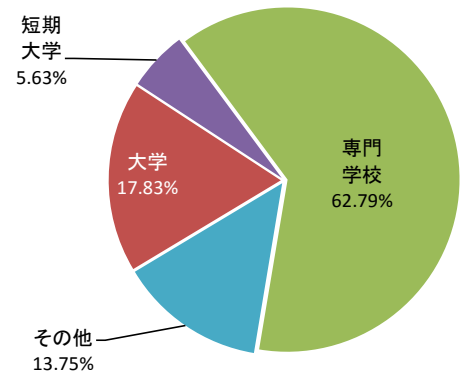
指定 学校数	指定 学科数	修了者数	進学者数					
			合計	大学	短期 大学	高等専門学 校	専門 学校	その他
200	278	7,329	3,165	564	178	2	1,986	435

(平成26年度私立学校等実態調査)

### 分野別 (H21年度東京都専修学校協会HP及び刊行物より作成)



### 大学入学資格付与校(専修学校高等課程)の修了者の進学状況



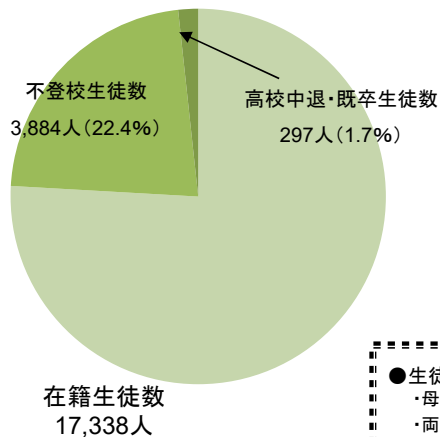
※①修業年限が3年以上、②総授業時数が2,590時間(74単位)以上等の要件を満たす高等課程

※出典:平成26年度私立高等学校等実態調査

## 高等専修学校における現状

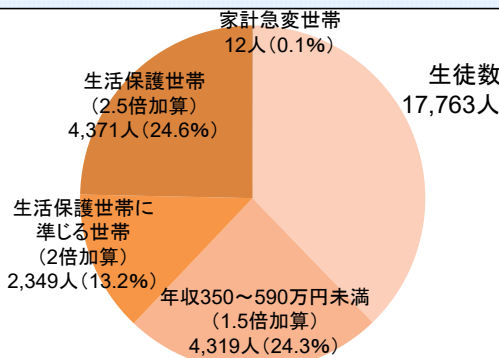
### I. 不登校を経験した生徒

高等専修学校に在籍する生徒のうち、不登校生(中学校時代に不登校を経験した生徒を含む)と高校中退、中学校卒業後に就職・進学をしなかった生徒が全体の約24%を占めている。



### II. 経済的困窮者・家庭環境

高等専修学校に在籍する生徒の家庭環境は、全体の約62%の世帯が就学支援金の加算を受けている状態。また、母子・父子・両親のいない家庭の生徒は、全体の約30%を占めている。



●生徒の家庭状況  
・母子・父子の一人親の生徒・・・5,000人(28.1%)  
・両親のいない生徒・・・104人(0.6%)

### III. 発達障がいのある生徒

高等専修学校に在籍する生徒のうち、発達障がいのある生徒、支援・特別措置生徒(発達障がいがあるとの診断書はないが、発達障がいではないかと思われ、何らかの支援(教育上の配慮等)を行っている生徒)は、全体の約13%を占めている。

学校全体の生徒数		
生徒数	①発達障がいのある生徒数	②支援・特別措置生徒数
17,338人	1,315人(7.6%)	923人(5.3%)
平成28年度入学者数		
入学者数	①発達障がいのある生徒数	②支援・特別措置生徒数
6,105人	463人(7.6%)	379人(6.2%)

(平成28年度高等専修学校の修学支援金・学校評価等に関するアンケート調査報告書(平成29年2月※1より))

#### ～事例:A高等専修学校～

- 不登校生等の状況  
→ 生徒の約6割が不登校生、高校中退。
  - 生徒の家庭環境、家計状況  
→ 経済的困窮の家庭の生徒は65.6%。  
→ 母子、父子、両親のいない家庭の生徒は55.8%。
- 例年、不登校生等の卒業後の進路は、約6~7割が就職。  
また、不登校生等の2~3割が進学。

#### ～事例:B高等専修学校～

- 発達障がいのある生徒の在籍状況  
→ 生徒の約7割が発達障がいのある生徒。
  - 不登校生等の状況  
→ 生徒の約2割が不登校生、高校中退・既卒生徒。
- 発達障がいのある生徒に対しては、個別指導や社会的スキル指導、発達障がい支援センター等との連携を通して支援。また、不登校生等に対しては、カウンセリングやインターンシップを通じて教育・指導。



# 5. その他

## 学校教育法の一部を改正する法律案の概要

【実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)の制度化について】

### 趣旨・背景

○ 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

**高度な実践力** 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材 **+** **創造力** 化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕【観光分野】: 適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材  
【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材  
【情報分野】: プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材

→ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図るなど

### 概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 法改正を経た上で、設置基準(省令)等により具体的な制度設計を予定【\*印】

#### 1 目的等

##### ①機関の目的

・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ \* 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等)  
\* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

##### ②学位の授与

・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ \* 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

#### 2 社会のニーズへの即応

##### ①産業界等との連携

・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ \* 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

##### ②認証評価における分野別評価

・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ \* 産業界等と連携した認証評価の体制整備(評価に基づく厳格な公的資金の配分)

#### 3 社会人が学びやすい仕組み

##### ①前期・後期の課程区分

・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

##### ②修業年限の通算

・ 実務の経験有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

→ \* このほか、科目履修、長期履修等の柔軟な履修形態により、社会人が学びやすい環境を整備(短期の学修成果の積み上げによる学位取得等を促進)

### 施行期日

平成31年4月1日